

用語解説（審議会の意見を反映した修正案）

第3章

○【子どもの未来応援事業】

伊那市においても課題となっている子どもの貧困や孤立に対して、全ての子どもが希望をもって笑顔で暮らせる環境を作るため、官民が一体となって支援を行うための仕組みを作ることを目的とした事業。1 「伊那市子どもの未来応援隊」の立ち上げ、2 子ども食堂、居場所の支援、3 フードバンク伊那の構築などの事業がある。

○【ヤングケアラー】

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

○【コーディネーター】

ものごとを調整する役割の人、職業、地位。

○【電子映像メディア】

動画や映像等を閲覧することができる、テレビ、スマートフォン、タブレット、携帯ゲーム機等の媒体。

○【伴走型相談支援】

妊娠期から出産・産後、育児期といった各段階に応じて、妊婦や子育て家庭に寄り添った身近な相談体制のこと。

○【ファミリーサポートセンター】

子どもを預かって欲しい「依頼会員」と子どもを預かる「協力会員」が会員となり、

地域の中で子育ての助け合いを有償で行う会員組織。

○【信州やまほいく認定園】

信州の豊かな自然環境を生かした屋外活動を中心に、地域の伝統文化などを日々の保育に取り入れた特徴ある取り組みを実践する団体を長野県が認定する制度。

○【特定健診】

医療保険の保険者に義務付けられたメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診。40歳～74歳の国保被保険者が対象となる。

○【特定保健指導】

特定健診受診の結果、メタボリックシンドローム等に該当した人を対象に行う保健指導。

○【高度生殖医療】

体外受精や胚移植など、配偶子（精子や卵子）・胚（受精卵）を体外で取り扱う治療のこと。

○【オンライン診療（遠隔診療）】

医師と医師、医師と患者が直接面談ではなく、離れたところで、インターネットなどを活用し、患者の検査画像等の共有、診断、面談、診察を行うこと。

○【プライマリケア】

一番身近な医療機関が、初期診療や健康管理、専門的医療機関への紹介、在宅での療養管理等を行うこと。地域に密着し継続

的かつ包括的な医療を行う基本となる。

○【三次医療】

脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対応し、高度・専門的医療を提供する。

○【病診（病病、診診）連携】

病院とかかりつけ診療所、病院と病院等、各施設の機能を十分に活用した連携を行うことで、患者のニーズに合った医療を提供するシステム。

○【重層的支援体制整備事業】

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するもの。

○【地域福祉コーディネーター】

地域の福祉課題について住民の主体的な助け合い活動の組織化や関係者のネットワーク作りのための調整に取り組む職員。新たな福祉ニーズについての調査及び支援のための地域福祉活動の企画、調整、評価を行う。

○【「障害」の表記について】

現行の伊那市障害者計画策定時に伊那市障害者施策推進協議会や障害者団体等の意見を踏まえ、「障がい」ではなく「障害」と統一して表記することとした。

○【いな電子@連絡帳】

インターネットを通じて患者・サービス利用者を支援する医療機関・介護保険事業所の支援者が情報共有を図るシステム。

○【エンディングノート】

終活に関する自分の考えや希望などを書き留めておくもの。

○【有料老人ホーム】

高齢者の心身の健康を保ち生活を安定させることを目的とした施設。食事、介護、家事、健康管理のうち、いずれかのサービスを1つ以上提供している住まいを指す。

○【ぐるっとタクシー】

自宅から目的地まで、ドアツードアで移動できる新たな公共交通。乗車予約に対して、AIが自動で配車・最適な乗合や運行経路を計算する。

○【デジタルタクシー】

ぐるっとタクシーの利用対象外となる市街地在住者を対象に、市街地内で一般のタクシーを利用した場合に、定額を超える運賃を市が負担するサービス。

○【訪問型サービスD】

介護予防・日常生活支援総合事業の中の、介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる、移動支援や送迎前後の生活支援であり、住民主体の登録団体が提供するサービス。